

森永卓郎の「政権交代、日本株で大儲け」の法則

# PRESIDENT

プレジデント 毎月第2・第4月曜日発売 2012 12.31号

定価 690円

## 保険・年金 相続全対策ノート

A guide to your insurance, pension and inheritance

20<sup>代</sup> 40<sup>代</sup> 60<sup>代</sup> 年代別  
安心を約束!

● お金のプロが実践! 「人に教えたくない」鉄壁の家計術  
森永卓郎 ● 内藤 忍 ● 黒田尚子 ● 中原圭介

● 教育費、老後の蓄え捻出… 「保険見直し」ベストプラン  
仕事、給料、子育て、介護 —— 将来リスクを見据えてムダ削減

● 年金は、何歳からもらい始めるのが一番得か?  
シミュレーション ● 65歳から70歳に給付を遅らせると42%増

今日から準備! 本当に恐ろしい「相続大增税」入門

● 財産カンペキ把握シート ● モメない遺言書の書き方 ● ドキュメント家族会議

## 申請の仕方 次第では、 損をする人も

一二月の給与明細に同封される年末調整明細書の生命保険料控除の項目を見て違和感を覚える人もいるかもしれない。二〇一〇年度税制改正により生命保険料控除制度が改正され、今年から新制度へ移行したことから、契約の形によっては「昨年と同額の保険料を支払ったのに、控除額が違ふ」ことがあるからだ。

改めて説明すると生命保険料控除とは、その年の一月一日から二月三十一日までに実際に払い込んだ生命保険料(契約者配当金を差し引いた金額)に応じて、一定の金額が契約者(保険料負担者)のその年の所得から差し引かれることで課税所得が少なくなり、所得税と住民税の負担が軽減される制度のこと。

一一年一二月三十一日以前に契約した生命保険には旧制度が適用され、一二年一月一日以後に契約した生命保険からは新制度の対象になる。

大きな違いは旧制度の生命保険料控除では「一般生命保険料控除」と「個人年金保険料控除」という二つの控除枠があったのに対し、新制度では「介護医療保険料控除」が単独で新設され三つになった(図1)こと。

また控除額の上限も旧制度では一般

# 新・生命保険料控除で 得する人、損する人

生命保険料控除五万円(所得税の場合)

住民税は三万五〇〇〇円、個人年金保険料控除五万円(同三万五〇〇〇円)の合計一〇万円(同七万円)が、新制度では一般生命保険料控除四万円(同三万八〇〇〇円)、介護医療保険料控除四万円(同二万八〇〇〇円)、個人年金保険料控除四万円の合計一二万円(同七万円)となった。

新制度では控除枠が二つから三つになったことで個々の枠の控除額は減っているが、合計額では増えているため旧制度に比べて有利になる人、不利になる人が生じるようになった。申請の仕方次第では有利・不利が分かれることもあるので、計算方法をしっかりチェックしておきたい。なおここでは所得税分だけを計算しているが、所得税分でも自動的に有利な選択になるので心配は要らない。

まず知っておきたいことは、加入している生命保険がすべて一一年一二月三十一日以前の契約であれば旧制度の五万円、すべて一二年一月一日以後の契約であれば新制度の四万円の適用限度

額になるが、旧契約と新契約の両方があり、両方で計算した場合は新制度の限度額四万円が適用になるということ。具体的な計算方法は以下のとおり。

一般生命保険料控除分(以下、一般分)では、次の三つのケースを計算して最大の控除額を合算の対象にする。

- ①旧契約の保険料のみで計算した控除額(適用限度額五万円)
- ②新契約の保険料のみで計算した控除額(適用限度額四万円)
- ③新契約の保険料と旧契約の保険料の両方で計算した控除額(適用限度額四万円)

介護医療保険料控除分(以下、介護医療分)では、新契約の保険料のみで計算した控除額(適用限度額四万円)。

個人年金保険料控除(以下、個人年金分)では、一般分と同じように、最大の控除額を合算の対象とする。

保険料控除の計算は一般分、介護医療分、個人年金分の区分によって控除額を計算し、その合計額が二万円を超える場合には一二万円を限度として控除することになる(図3)。

たとえば、旧契約の一般分の保険料

一二万円、新契約の介護医療分の保険料一二万円、旧契約の個人年金分の保険料一二万円を支払った人は、控除額の計算方法(図2)にあてはめて計算すると、一般分と個人年金分が【D】

の計算式となり各五万円、介護医療分が【E】の四万円となり合計一四万円だが、限度額の一二万円に抑えられるというわけだ。昨年まで旧契約で一〇万円の控除を受けていた人が今年、新たに介護医療保険に加入したケースでは、控除枠が一二万円に広がったメリットを感じるだろう。

## 新契約を申請しない ハイレベル 節税テクニク

ところが一般分の保険料控除の場合で、旧契約の一般分の保険料が八万円、今年加入した新契約の保険料が三万円の場合、旧契約のみの控除額は【C】の計算式となり八万円×一/四十二万五〇〇〇円÷四万五〇〇〇円、新契約のみの控除額は【E】の二万円、新旧



図1 「最高控除額」はこう変わる!(所得税の場合)

|         | 旧制度(2011年以前) | 新制度(2012年以降) |
|---------|--------------|--------------|
| 一般生命保険  | 合わせて5万円      | 4万円          |
| 介護医療保険  |              | 4万円          |
| 個人年金保険  | 5万円          | 4万円          |
| 合計最高控除額 | 10万円         | 12万円         |

図2 控除額の計算方法(所得税の場合)

| 旧制度             | 新制度         |
|-----------------|-------------|
| A 2万5000円以下     | E 2万円以下     |
| B 2万5000円超5万円以下 | F 2万円超4万円以下 |
| C 5万円超10万円以下    | G 4万円超8万円以下 |
| D 10万円超         | H 8万円超      |

支払保険料の全額  
支払保険料×1/2+1万2500円  
支払保険料×1/4+2万5000円  
一律5万円  
支払保険料の全額  
支払保険料×1/2+1万円  
支払保険料×1/4+2万円  
一律4万円

図3 控除額計算時のポイント(所得税の場合)

| 生命保険料控除額 | 控除額  |
|----------|--|
| 一般生命保険   | 以下の控除額のうち、最も大きい控除額<br>1 新契約の保険料のみで計算した控除額<br>2 旧契約の保険料のみで計算した控除額<br>3 新契約と旧契約の保険料の両方で計算した控除額 |
| 介護医療保険   | 新契約の保険料のみで計算した控除額  |
| 個人年金保険   | 以下の控除額のうち、最も大きい控除額<br>1 新契約の保険料のみで計算した控除額<br>2 旧契約の保険料のみで計算した控除額<br>3 新契約と旧契約の保険料の両方で計算した控除額 |

問題

以下の内容の保険に加入した人が控除額を12万円の上限にするにはどうすればよいでしょう?

| 保険料の区分 | 新規契約の保険料 | 旧契約の保険料 |
|--------|----------|---------|
| 一般生命保険 | 10万円     | 10万円    |
| 介護医療保険 | 7万円      | —       |
| 個人年金保険 | 4万円      | 4万円     |

新制度による生命保険料控除は会社員の場合、今年の年末調整から適用されているが、自営業者等は来年の確定申告時に適用されるので、自身で計算をしてより有利な申告をしていたらいい。

P

両方を適用した控除額は四万五〇〇〇円+二万円=六万五〇〇〇円だが、新制度の四万円の上限控除枠が適用されて四万円になってしまふ。そこで新契約分は申告せず(違法ではない)、旧契約のみの控除額四万五〇〇〇円の適用を求めたほうが節税になる。

例えば共済などのように一年更新の場合、新規契約扱いになり新制度の対象になる。

保険契約(保障分と医療分の両方)に加入して毎年一〇万円の保険料を支払っている場合、昨年までは【C】の計算式で五万円の控除額だったはず。ところが更新を迎えた今年からは保険料の内訳が一般分九万五〇〇〇円、介護医療分五〇〇〇円と判定されたとする、一般分の控除額は【H】で四万円、介護医療分の控除額は【E】で五〇〇〇円となり、合計は四万五〇〇〇円です。より不利になる。

除料控除証明書」で確認できる。次に図の問題を解いていただきたい。一般分の旧契約の保険料一〇万円、新契約一〇万円。介護医療分七万円。個人年金分の旧契約四万円、新契約四万円がある場合、控除額を限度額いっぱい(一二万円にするにはどう計算すればいいの)だろう。まず一般分は、①旧契約の保険料のみで計算した控除額は【C】の計算式で五万円 ②新契約の保険料のみで計算した控除額は【H】四万円 ③旧契約の保険料と新契約の保険料の

両方で計算した控除額は五万円+四万円=九万円だが、新制度の限度額四万円が適用されて四万円。よって①の五万円を選ぶのが正解。介護医療分は新契約の保険料のみで計算した控除額となり、【G】の計算式にあてはめ三万七五〇〇円。個人年金分は、①旧契約の保険料のみで計算した控除額は【B】で三万二五〇〇円 ②新契約の保険料のみで計算した控除額は【F】の計算式で三万円 ③旧契約の保険料と新契約の保険料の両方で計算した控除額は三万二五〇〇円+三万円=六万二五〇〇円だが、新制度の限度額四万円が適用されて四万円